

「育児・介護休業法」に基づく 男性労働者の育児休業等取得状況の公表

●対象期間

2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日

●男性労働者の育児休業等の取得状況

男性労働者の育児休業等の取得割合 (少数第一位以下四捨五入)
18% (11 人 / 62 人)

※1

「育児休業等」とは、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（産後パパ育休を含む）及び、法 23 条第 2 項（3 歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第 24 条第 1 項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる 措置を講じた場合は、その措置に基づく休業を合わせたものを指します。

※2

計算式 <取得割合> 育児休業取得者数÷配偶者が出産した人数×100

※3

令和 5 年度中に育児休業の終了日が属する場合、育児休業開始から終了まで全ての取得日数を計上